

| | | | |
|---------------|----|----|-----|
| 交 | 00 | 01 | 1 年 |
| (令和8年3月末まで保存) | | | |

交 企 第 4 6 6 号
(交 指)
令 和 7 年 3 月 2 1 日

交 通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

交通安全対策強化日における街頭活動等の強化について

みだしについては、「交通安全対策強化日の指定について」（令和6年3月29日付け交企第538号。以下「旧通達」という。）において、毎月1日、15日を交通安全対策強化日（以下「強化日」という。）に指定し、歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）の安全対策を推進してきたところである。

しかしながら、昨年中の交通事故発生状況等を見ると

○交通事故死者数43人のうち21人が歩行者で、全死者数の約半数を占める。

○歩行者の死者のうち横断中の死者の割合が高い。

○信号機のない横断歩道における一時停止率が59.9%であり、約4割が一時停止していない状況である。

○自転車乗車用ヘルメットの着用率が9.1%と、未だ9割以上が未着用である。

等の特徴が見られた。

本年の交通警察の目標における推進重点においても「歩行者・自転車等安全対策」を掲げているが、歩行者等の対策を強化するため、強化日を引き続き運用することとしたので、各警察署にあっては、広報啓発や指導取締り等の街頭活動を強力に推進し、交通死亡事故の抑止に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 交通安全対策強化日

毎月1日、15日（月2回）

ただし、週休日や事案対応等で上記強化日に実施できない場合は、代替日を設定し対応すること。

※参考～青森県交通安全県民運動推進要綱において、毎月1日は「県民交通安全の日」、毎月15日は「高齢者交通安全の日」と定められている。

2 実施区域

通学路、商店街、生活道路及び自転車指導啓発重点地区・路線等の歩行者や自転車

の通行量が多い区域

3 運用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

4 強化日における活動重点等

「令和7年交通警察の目標について」（令和7年1月6日付け交企第380号）の3(1)歩行者・自転車等安全対策の推進項目のとおりとする。

5 実施上の留意事項

(1) 管内の実態や交通情勢に即した効果的な活動の推進

管内における交通事故実態、交通情勢、地域住民からの要望、道路交通環境等を踏まえた活動を推進すること。

(2) 関係機関・団体との連携した取組の推進

対策を効果的かつ継続的に推進するため、自治体、学校、道路管理者、自転車関係団体等の関係機関・団体との連携を図ること。

(3) 他部門との連携

強化日として指定している偶数月の15日は年金支給日でもあることから、特殊詐欺防止広報等と連動した活動や地域警察官との合同取締りなど他部門と連携した活動を推進すること。

(4) 殉職受傷事故の防止

街頭における広報啓発活動や指導取締りに当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、殉職受傷事故の絶無を図ること。

また、街頭活動を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保にも配慮すること。

(5) 模範的な交通安全行動の実践

警察職員は、横断歩行者等の保護や自転車の基本的な交通ルールの遵守等、県民の模範的な行動を率先して実践すること。

6 報告

各警察署にあっては、強化日における活動を、月報又は申報により報告すること。

担 当 交 通 企 画 課
交通安全対策第一係